

ストレス症状を有する者への面接指導制度（仮称）

※一般定期健康診断の
仕組みは変更しない

医師がストレスに関連
する症状・不調を確認

一般定期健康診断の「自覚症状、他
覚症状の有無の検査」に併せて実施
※別途実施も可能

- ひどく疲れた
- 不安だ
- ゆううつだ 等

医師が、ストレスに関連する症状・
不調の状況から、医師（産業医等）
の面接が必要と判断した場合

①通知

長時間労働者に対する医師による
面接指導制度と同様の仕組み

申出後は事業者が対応

②面接の申出

労働者の意向を尊重

③面接の実施依頼

事業者

⑥事後措置の実施

（医師等からの意見を勘案し、
必要があるとき）時間外労働の制限、
作業の転換等の措置

⑤医師からの意見聴取

（医師が必要と判断した場合）
時間外労働の制限、作業の転換
等について意見

解雇、その他不利益な取
扱いを行ってはならない

④面接指導の実施

医師（産業医、
地域産業保健センターの医師等）

必要に応じて
受診を勧奨

直接受診

医療機関

（安衛法の枠外）